

1. 個人所得税

❖ 外国人に対する個人所得税の政策

外国人に対する個人所得税の政策についての2023年2月28日付のオフィシャルレター・第8204/CTHN-TTHT号の詳細は以下のようになる。

- 会社は通達・第111/2013/TT-BTC号の第1条1項にある条件を満たさない外国人である労働者がいる場合、財務省発行の通達・第111/2013/TT-BTC号の第2条2項に従って、ベトナムでの非居住者だと見なされる。非居住者に対して、給与、報酬からの課税所得は所得の支払い及び受け取りの場所に関係なく、ベトナムで発生する所得になる。
- 非居住者はベトナムで発生する給与、報酬からの所得があるが、この所得が海外で支給される場合、通達・第80/2021/TT-BTC号の第19条3項a、a.2節に従って、税務機関に直接に申告しなければならないケースに属する。非居住者に対する個人所得税の計算根拠は通達・第111/2013/TT-BTC号の第18条に従って実施され、個人所得税の申告期間が政府発行の政令・第126/2020/ND-CP号の第8条にある案内に従って、実施される。

❖ 共著者への賞与に対する個人所得税の政策

共著者への賞与に対する個人所得税の政策についての2023年2月13日付のオフィシャルレター・第4985/CTHN-TTHT号の詳細は以下のようになる。

- 企業は共著者（労働契約を締結していない、または3ヶ月未満の労働契約を締結している個人）に給与、報酬からの所得であることが確定される報酬、賞与を支給し、支給総額が2,000,000 VND / 回以上ある場合、2013年8月15日付の財務省発行の通達・第111/2013/TT-BTC号の第25条1項iにある案内に従って、所得を支給する前に、所得に対する10%の源泉徴収を実施しなければならない。

- 企業は共著者に現金である贈り物を贈与し、現金からの贈り物である所得が通達・第111/2013/TT-BTC号の第2条10項に規定する個人所得税の課税所得に属しない場合、個人はこれらの所得に対する個人所得税を納税する必要がない。

2. 付加価値税

❖ 政令・第15/2022/ND-CP号に従う付加価値税の政策の案内

政令・第15/2022/ND-CP号に従う付加価値税の政策の案内についての2023年2月28日付のオフィシャルレター・第8202/CTHN-TTHT号の詳細は以下のようになる。

- 控除方法で付加価値税を納付している企業は法律規定により、商品の返品が発生する場合、企業は売り手に購入した商品を返品した際に、政府発行の2020年10月19日付の政令・第123/2020/ND-CP号の第4条に従って、領収書を発行しなければならない。返品領収書での付加価値税の税率は購入領収書に記載されている商品の税率に従って記録される。
- 企業が数量と売上に基づいて取引割引を行っている場合、割引額が最後の購入または次回の領収書で調整され、割引がプログラムの終了時に行われる場合、政府発行の2020年10月19日付の政令・第123/2020/ND-CP号の第19条に従って、修正の領収書を発行する。
- 企業は商品陳列支援業務を実施する為の支援金を受け取る場合、通達・第219/2013/TT-BTC号の第15条に従って、付加価値税を申告し、納税しなければならない。領収書の発行及び付加価値税の確定の時期は金銭の回収の有無にかかわらず、サービス提供の完了時になる。

3. 法人税

❖ 4 四半期の法人税の仮納税額は確定申告の80%以上を保証する必要がある。

2023年3月7日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第9579/CTHN-TTHT号の詳細は以下のようになる。

- 法人税の申告及び納税は政令・第126/2020/ND-CP号の第8条6項(政令・第91/2022/ND-CP号の第1条3項に修正、補足された)に従って実施され、納税期限は税務管理法の第55条に従って実施される。会社は四半期ごとの法人税の仮納税額を自己確定しなければならない、確定申告後の納税額に支払われた仮納税額を差し引くことができる。4四半期の支払われた仮納税総額は確定申告書に従う法人税の納税額の80%を下回ってはならない。

❖ 従業員への仮払額に対する損金算入費用

従業員への仮払額に対する損金算入費用についての2023年2月27日付のオフィシャルレター・第7973/CT-TTHT号の詳細は以下のようになる。

- 会社は会社の生産・事業活動に関係ない従業員の親族への仮払金が発生した場合、法人税の課税売上の確定の際に損金算入費用にならない。
- 会社の生産・事業活動に関係ある場合、これらの費用は課税所得の確定の際の控除可能な費用と控除できない費用を規定する財務省発行の2014年6月18日付の通達・第78/2014/TT-BTC号の第6条(通達・第119/2014/TT-BTC号の第6条2項及び通達・第151/2014/TT-BTC号の第1条に修正、補足された)にある条件を満たさなければならない。

4. その他の税金

❖ 輸出輸入税

輸入税の免除の対象

2023年2月24日付の保証、修理、交換のための一時的輸出・再輸入の商品に対する輸入税の案内についてのオフィシャルレター・第795/TCHQ-TXNK号によると、以下のようになる。

保証、修理、交換のために商品の一時的輸出をするが、提供者がその商品が不良で修理することのできないと確定して保証するのを目的として、新商品を無償で送品する場合には、

輸入する商品は輸出した商品ではないので一時的輸出・再輸入に扱われない。

5. インボイス

❖ インボイスに関する付加価値税の税率についての案内

2023年3月6日付、付加価値税の税率についての案内のオフィシャルレター・第9301/CTHN-TTHT号によると、以下のようになる。

- 2022年12月31日以降サービスの提供を完成、または、サービスの提供のインボイスを発行する場合、政令・第15/2022/ND-CP号に規定される付加価値税の減税対象に該当しない。
- 2022年2月1日から2022年12月31日までの間に政令・第15/2022/ND-CP号の第1条2項に従った税率8%でインボイスを発行し、誤りを発見した場合には、会社は政令・第123/2020/ND-CP号の第19条の規定にしたがって処理をする。
- 控除方法で付加価値税を納税する会社に法律規定に従い返品が発生する場合、この返品を行う時、納税者は政令・第123/2020/ND-CP号の第4条に従って会社はVATインボイスを発行し、返品される商品に対する付加価値税の税率は、購入したVATインボイス上の税率に相当する。

6. 労働

❖ 社会保険法の改正の草案

現在、労働・傷病兵・社会省は社会保険法の改正の草案についての意見を一般に全体的に求めている。以下はその草案での注意すべき変更点である。

- 社会保険を15年間納付すると、次のような年金制度を享受する。

現行の社会保険法によると、月ごとの年金の支給手続きを処理する時、年齢条件以外、申請する労働者は必ず20年間は社会保険料を支払わなくてはならない。

草案の第71条及び第105条によると、労働者は、累計で15年間で社会保険料を支払った場合は支給される。

ただし、草案には、強制社会保険に加入したが改正法が有効になった後、お金を1度引き出したことがあり、その後、また加入して累計20年間社会保険料を支払った場合にのみ受け取ることができる。労働機能の低下による退職は除く、と述べられている。

- 1回きりで年金を引き出すのは、50%のみが先に引き出せるようになる可能性がある

これは、労働・傷病兵・社会省が提案している2つの方案のうちの一つであり、定年に達した、海外への定住、重病などの特別な場合を除き、退職した後、1回きりで年金を引き出す需要のあるケースに対する対策である。省が提案している詳細は：

方案 1: 社会保険料を支払った期間が20年未満で、12か月の間、強制社会保険に加入する対象にも該当せず、任意社会保険も支払っていない場合にのみ、労働者は1回きりで年金を引き出せる。

方案 2: 社会保険料を支払った期間が20年間未満で、12か月の間、強制社会保険に加入する対象にも該当せず、任意社会保険も支払っていない場合、申請すれば労働者は1回きりで年金を引き出せる。ただし、納付した総期間の50%だけを受けられる。残りの納付した期間は、定年に達した時に年金を受けられるために、保留される。

- 1か月以上の労働契約書を締結して、200万ドン又はそれ以上の給与が支払われるフルタイムではない労働者、経営世帯主などの強制社会保険に加入すべきベトナム人労働者の対象をいくつか追加する。
- 社会保険料の上限額を基本給の20倍（2980万ドン/月相当）から**3600万ドン/月**に調整する。しかし、政府は、消費者物価指数と経済成長に基づいてさらに調整する。
- 長期に疾病し、最大180日間以内で、社会保険料納付の基礎となる給与額の75%を支給される制度を受けられなかった労働者は、病気休暇制度の休暇期間は、どんな病気にもかかわらず、社会保険料を支払った期間と労働条件に基づいて確定されるようになる。
- 権限のある病院、診療施設からの指示があった妊娠中絶を含む、どんな妊娠中絶に対しても、出産制度が受けられる。
- 死亡手当が受け取れる親族の範囲を狭くする。
- 病気や出産後の回復期のための手当、出産一時手当、葬儀手当、死亡手当等は現行のように基礎給に基づいて計算する代わりに具体化、固定にする。

社会保険法改正の草案が国会に承認されると、上記の内容は**2025年1月1日**より発効になる。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第1区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。